

光華寮最高裁判決に寄せて一日中友好の名の下に司法は屈したのか

平成国際大学 教授 浅野 和生

光華寮裁判は、台湾側の実質的敗北で幕となった。平成 19 年 3 月 27 日の最高裁判決には、日中友好の名の下に司法が政治に屈したのではないか、という懸念の声があがった。判決主文は、「原判決を破棄し、第 1 審判決を取り消す。本件を京都地方裁判所に差し戻す」というものであるが、要するに昭和 42 年 9 月 6 日に光華寮裁判が提訴されてからこの日までの訴訟経過の全てが否定されたようなものである。そして 40 年に及ぶ裁判の結末は、中国と日本の外交関係という高度な政治問題が司法に影を落としてきた事実と、日中国交正常化当時の日本政府の準備不足、そしてその後の政府の長きにわたる無策ぶりを白日の下に晒すことにもなった。

◆「毛沢東万歳」の垂れ幕

光華寮は、元はといえば第 2 次世界大戦末期に京都大学が、中国人留学生の居住のために賃借した学生寮である。その後、サンフランシスコ講和条約が発効し、日華平和条約が締結された昭和 27 年に、当時の中華民国が買い取り、その後も中国人留学生の学生寮として供されてきた。この寮をめぐって裁判が提起されたのが昭和 42 (1967) 年のことであった。当時は、ベトナム反戦運動と日米安保条約反対など、全国の大学で学生運動が華やかに展開されていた時代である。また、中国は文化大革命の真っ只中で、これと同調した日本の一部左翼学生は、毛沢東語録を持ち歩いていた。

当時、京都大学への通学路として光華寮の前を毎日歩いていたある台湾知識人の証言によれば、その頃は 3 階建ての寮から「毛沢東思想万歳」とか「中華人民共和国万歳」と大書された赤地に白文字の垂れ幕が下げられていたという。昭和 47 (1972) 年 9 月まで、日本は中華人民共和国を国家として承認していなかったから、光華寮に住んでいた「中国人留学生」というのは、主に華僑か中華民国の学生であった。

当時の中華民国は蒋介石の時代であり、しかも 70 年前後といえど中華人民共和国の外交攻勢にさらされて、蒋介石政権は国際的地位を保つために腐心しており、強硬な反共政策を採用していた。したがって、中華民国からの留学生が前述の垂れ幕が下がる寮に住むことは、帰国後の進学や就職に不利になる危険があったはずである。しかし、寮にいた左派留学生は、せつかく占拠した寮を守るために居住者を増やそうとし、1 日に 1 回みんな一緒に毛沢東語録を朗読するという条件で入寮者を勧誘していた、と当時を知る人は証言している。

実は、中華人民共和国支持派の中国人学生による中華民国の建物占拠の試みは、光華寮だけが対象だったわけではない。やはり中華民国側の所有であった他のビルに対しても占拠の動きがあり、これを阻止するために京阪神在住の中華民国留學生が動員されることもあったという。

ところで、上述の状況で光華寮に住んでいた左派学生は、公然と中華民国に反旗を翻したのだから、寮の所有者である中華民国がそれら寮生に立ち退きを迫ったことは、当時としては当然だったといえよう。

◆「一中一台」の現実

今回の判決に際して、最高裁は、原告および被告に対して、去る1月22日に「原告国家として訴訟権を持つのは台湾か、中国か」についての意見を提出するように求めた。その提出期限が3月9日とされていたことに対して、台湾側は期限が短かすぎるとして延期申請をしたが拒否されたという。結局、双方とも期限までに意見書を提出し、それからわずか18日後に判決が出された。

こんなふうに判決が出せるのであれば、これほど長い裁判にはならなくてもよかったのではないか。

ところで、戦後の日本と中華民国との外交関係を定めた1952年4月28日の日華平和条約は、第10条で「この条約の適用上、中華民国の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であった者並びにそれらの子孫で台湾及び澎湖諸島において中華民国が現に施行し、又は今後施行する法令によって中国の国籍を有するものを含む」と定めている。さらに付属の交換公文で「本日署名された日本国と中華民国との間の平和条約に関して、(中略) この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨」が確認された。つまり、当時から日本の認識では中華民国は台湾に限定されていて、大陸を含む中国とは考えられていなかったのである。

一方、1972年9月29日の日中共同声明では、第2項で「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」としながら、第3項で「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」のに対して、日本国政府は「この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」として、中国の言い分はわかったし尊重するとしながら、日本が台湾に関して中国と同じ認識であるとは述べなかった。このことについては、翌9月30日の自民党両院議員総会で大平外相(当時)が、「日本側はこれを『理解し尊重する』とし、承認する立場をとらなかった」と明言している。つまり、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であると日本政府と

しては認めようとしなかったということである。

つまり日本政府は、日華平和条約以来、中華民国の名の下に、実は台湾と国交を維持していたのであり、日中国交正常化以後は、台湾に中華人民共和国と別の実体があることを認めてきたということである。

無論、事実として、台湾、澎湖諸島、金門島、馬祖島は 1945 年の日本の敗戦以来一貫して中華民国の主権下にあり、1949 年 10 月 1 日の中華人民共和国の成立宣言以後も、これらの地域が中華人民共和国の統治下に入ったことはない。この状況は、72 年 9 月 29 日の以前と以後とで変わっていない。

そうであれば、日中国交正常化によってそれまでの中華民国に代えて中国の唯一合法の政府が中華人民共和国とされたところで、大使館や領事館などの外交目的を有し国家主権を代表する性格をもつ建物は別として、中華民国が公有財産として従来所有してきた物件を所有し続けることは可能である。また、中華民国はそうした物件をめぐる訴訟の当事者にもなりうることに無理はない。

そして光華寮の所有権が中華民国に帰属したのが最終的に 1952 年、登記が昭和 36 (1961) 年であるから、これらは日本が中華民国と国交を維持していた時期のことである。また、訴訟が提起された昭和 42 年の時点でも中華民国が訴訟の当事者能力を持つことについて疑問はなかった。その後、1982 年の大阪高裁判決から 1987 年の第 2 次大阪高裁判決まで、日中国交正常化後であったにもかかわらず、日本の司法は中華民国の訴えを認め、被告である寮生に明け渡しを求める台湾側勝訴の判決を踏襲していた。

問題となっている光華寮が中華民国政府によって買い取られ、登記されていたこと、そしてその中華民国が、管理に服さない居住者に立ち退きを求めたという当初の訴訟の構造からすれば、台湾における中華民国の存在という客観的事実を認定すれば、この判決は国際司法の諸説からも無理のないものである。また、これは一般人の常識にも合致する。

◆中華民国＝中華人民共和国という虚構

しかし、3 月 27 日に出された最高裁の判決は、判決理由のなかで「本件において原告として確定されるべき者」、つまりこの問題で訴訟を起こせる当事者は、「昭和 47 年 9 月 29 日の時点で、『中華人民共和国』に国名が変更された中国国家というべき」だという判断を示した。最高裁判決は、この裁判は訴訟代理人、つまり台湾側の弁護士は中華民国の依頼で「中国」を代表した裁判を起こしたと認識している。その上で、日中国交正常化によって中国の代表権が中華民国から中華人民共和国へ移った結果として、自動的に中華民国にはこの裁判を継続する権利がなくなり、本来ならこの裁判

は「代表権の消滅の時点で、訴訟手続きは中断すると解するのが相当」だと判定した。

ところが、当時の京都地裁は、訴訟手続きが中断したことを看過してしまったために審理及び判決をしてしまった。さらには、その後の大阪高裁、そして再び京都地裁と大阪高裁は、第2次控訴審まで続けてしまった。つまり、最初の京都地裁が、訴訟を中断しなかったことがそもそもの誤りで、昭和47年から今日まで無用な訴訟を続けてしまったので、それはなかったことにして第1審へ戻すというのが最高裁判所の判決なのである。

以上のように、最高裁の判決は光華寮の所有権と居住者との争いという実体について触れることなく、また、中華民国が現に存在している事実について考慮することなく、ただ日中共同声明の文言に依拠して中華民国の中国代表権について判断を下したものである。

つまり、今までの裁判経過で争われてきたことの多くに触れることなく、説明を加えることもなく、2007年になってからの双方の申し立てによって、最高裁は2回の高裁判決を逆転させる判決を出したのである。まさに木で鼻をくくったような判決だが、それだけに今回の最高裁判決からは、とにかく係争40年という異常な長期裁判に決着をつけなければならないという焦燥感と、何がなんでも決着をつけるという意図が感じられる。

ところで、現在有効な日本と台湾の関係を示す法律あるいは条約、もしくは条約に類似の文書等としては先述の1972年9月29日の日中共同声明があるだけだ。それまでの日華平和条約については、同日の北京プレスセンターでの記者会見で、大平外相が「共同声明の中には触れられておりませんが、日中関係正常化の結果として、日華平和条約は、存在意義を失い、終了したものと認められる、というのが日本政府の見解」であると説明している。

一方において日本は、積極的に台湾が中華人民共和国の一部であると主張しているわけではないし、台湾が中華人民共和国とは別に存在するというを積極的に否定してもいない。しかし、日本は中華人民共和国を唯一の合法政府と認めた以上、「二つの中国」を認めるわけにはいかない。また、台湾は「中国」ならぬ「中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする中華人民共和国政府の主張を理解し、尊重することにしたのだから、中国がこのことを主張する場面では、日本政府はそれを「尊重」しなければならない。ちなみに、日中共同声明の「理解し尊重する」は、英文では「fully understands and respects」である。

光華寮をめぐる裁判はまさにこうした事情に沿って展開された。つまり、日本としては日中国交正常化にかかわらず台湾の中華民国の存在を積極的に否定するものではないから、従来裁判では中華民国の当事者能力を認め、さらには台湾側勝訴の判決を出してきた。しかし、最高裁判決で従来と同様の判断を示した場合、それは「二つ

の中国」や「一中一台」を認めるもので、日本政府は日中共同声明に違背して、中国の主張を尊重していないという批判を招く可能性があった。たとえば87年の台湾側勝訴の大阪高裁判決が出された直後の光華寮問題に関する鼎談のなかで、ある国際法学者は、最高裁が同様の判決を出せばこれに対して中国が「国際法に違反している」あるいは「日中共同声明」に違反していると主張し、国際紛争になるという見方を示していた（「光華寮訴訟の法的問題点」『ジュリスト』87年7月15日号）。こうした紛争を避けるために、最高裁はやや強引でも、舌足らずでも、中華民国の中国代表権を否定し、訴訟の当事者能力そのものを否認する判決を出したのだろう。

しかしむしろ、台湾の代理人側弁護士が抗議声明に述べているように、この判決が被上告人＝台湾を「旧中華民国 現中華人民共和国」という肩書きを添えて「被上告人 中国」としたことは問題である。台湾側では、小田滋氏ほか3名の代理人弁護士がこの裁判を続けてきたが、この被上告人の表示によれば、小田氏ほか3名は、「中国」の、具体的には中華人民共和国の代理人だということになる。これはまるで事実を反する。

つまり最高裁は、1972年9月に、中華民国の中国代表権が消滅して中華人民共和国に移ったので、中華民国を代表とする訴訟はその時点で存在しえなくなっていたのだと判決で述べたばかりではなく、判決書の被上告人の表示をそれに合わせた結果、現に中華民国が小田氏らに訴訟を代理させているという事実を否定してしまったのである。最高裁は、判決文に架空の事実を記載してまで、この裁判を終わらせようとしたのである。

◆三権分立の危機？

それにしても、最高裁に上告されてからだけで20年もかけてきたのだから、いまさら判決を急ぐことはせず、さらに先延ばししてもよかったのではないかという疑問がある。

従来から、光華寮裁判で台湾側勝訴の判決が出されると、中国は日本政府に対して、日本政府は裁判所に日中友好のための配慮を要求すべきだと抗議するのが常であった。これに対して日本は「わが国は三権分立の国であって、行政は司法に介入しない」と言ってきたものである。それなのに、よりによってこの4月、中華人民共和国から温家宝首相が来日する直前のタイミングで最高裁判所が台湾側敗訴の判決を出したのである。これでは、日本の司法が政府に従うものだとわざわざ表明したようなものである。

今回の日中首脳会談では、安倍首相の靖国参拝問題や歴史認識問題に対する穏便な対応、さらには北朝鮮の日本人拉致問題解決に対する協力を中国から引き出そうとい

う課題が日本側にあった。そして日中共同プレス発表の作成作業において、「日本側は当初、台湾問題への言及自体にも抵抗したが、中国が拉致問題を盛り込むことに同意したため、代わりに台湾問題について『(1972年の)日中共同声明で表明した立場を堅持する』などと日中三文書に言及する表現を入れることに応じた」(読売新聞、07年4月12日)。また安倍首相は「台湾独立は支持しない」ことを温家宝首相に言明した。こうした流れから見ると、3月末の最高裁判決は、温家宝訪日を成功させ、日中関係改善の地ならしのために捧げられた供え物であったかのような印象を否めない。

ところで、李登輝政権時代の91年の憲法修正以来、中華民国では、その統治権が及ぶ範囲は、台湾本島、澎湖諸島、金門島、馬祖島の「中華民国自由地区」に限定されているという立場をとっている。しかし1967年当時の中華民国政府は、実際の統治権が台湾、澎湖諸島、金門、馬祖島にしか及ばないにもかかわらず、中国大陸全土が中華民国の領土であるという立場をとり、中国全体の代表権を主張していた。そのことは、71年に国連における代表権が中華民国から中華人民共和国に代わっても、72年のニクソン米大統領訪中や日中国交正常化によっても変わることはなかった。

しかし、2000年に国民党の候補を破って就任した陳水扁総統(大統領)は、「台湾独立」を党是としてきた民進党の大統領である。そして同党は、今日の中華民国に居住している人々を台湾人であるとし、中国人ならぬ台湾人としてのアイデンティティを明確化しようとして「正名運動」を進めている。つまり、台湾の企業や団体から中国や中華という名称をなくして台湾に置き換えつつあり、今年2月には郵便局にあたる中華郵政を台湾郵政に改め、石油会社の中国石油が中油に名称変更した。つまり、台湾は中国とは別の存在であることを、言動を通して精一杯表明しているのが今日の陳水扁政権なのである。

いずれにしても、事実として中華民国が出費して所有してきた光華寮について中華民国に訴訟の当事者能力を認めないという最高裁判決に台湾が強く抗議することは当然であるが、現政権としては中華民国に中国代表権を認めないという最高裁判決の文言そのものについては強く抗議する立場にないことになる。今日の陳水扁政権が中国の代表権を主張することはないからである。うがった見方をすれば、最高裁は、温家宝訪日ばかりではなく、台湾側のこうした事情を視野に入れて今のタイミングで判決を出すことにしたともいえるのである。

◆日本版「台湾関係法」の必要性

ところで、最高裁が中華民国に訴訟の当事者能力を認めなかった事情として、日本においては台湾の法的地位を明示する法的根拠がないことが指摘できる。判決の中で、さまざまな歴史的経緯や、客観的事実を援用して中華民国の存在を示すことはできて

も、法文の中にはそれが示されていないのである。

双方ともに中国の代表権を主張していた当時の中華民国と中華人民共和国を前提とすると、日中国交正常化を実現するためには、台湾の中華民国との関係は断絶し、法的地位を一切認めないことが必然だったのだろうか。

しかし、71年以来のアメリカは、ピンポン外交からニクソン訪中まで日本の頭越しに対中関係を進めながら、国交正常化は79年1月1日まで実現させず、しかも、米中国交樹立に踵を接して79年4月に国内法で「台湾関係法」を成立させ、同法は1月1日に遡って効力を有するものとした事実がある。つまりアメリカは、米中国交樹立とともに中華民国とアメリカの外交関係が途絶しても、米台関係を無法状態にはしない手を打ったのである。

具体的には、台湾関係法第4条において、「台湾に関する米国法の適用は外交関係、承認が存在しないことにより影響を受けるものでなく、1979年1月1日以前に台湾に関して適用されていたと同様台湾に関し適用される」こととし、さらに「米国法の下で、台湾が、又は台湾に関して、これまで取得したかあるいは今後取得することのある権利及び義務は台湾に対する外交関係、承認が存在しないことにより、いかなる意味でも廃棄、侵害、修正、否定あるいは影響を受けるものではない」ことを定めたのである。

なお、ここでいう「台湾」は、15条により「台湾及び澎湖諸島、それら諸島の住民、それら諸島で適用されている法律に基づき設立されまた組織される法人及びその他の組織・団体、並びに1979年1月1日以前に中華民国政府として米国により承認されていた台湾の統治当局及びその後継当局を含む」と規定されている。

さて、日本にこれと同様の「台湾関係法」があれば、光華寮訴訟の最高裁判決が全く違ったものとなったであろうことは疑いない。しかし、日本は72年の日中国交正常化に際して、またそれ以後こうした法を制定しなかった。

ちなみに、現実の日本と台湾の関係を担当しているのは、日本の財団法人交流協会と台湾の亜東関係協会である。これらの機関は日中国交正常化にともなう日華断交の3ヵ月後、72年12月に設立された。そしていずれも民間機関とされているが、その相互の取決めによって「相手方に在留する自国民の身体、生命及び財産並びに相手方にある自国の法人及び相手方において設立した法人の財産及び権益が侵害されることなく十分な保護を与えられるよう、関係当局との折衝その他一切の必要な便宜を図る」ことになっている。つまり、自国民保護など、本来国家が担当する事項を、日台間では民間団体がとりもって実施することになっているのである。しかも、そのことは72年12月26日のこの民間取決めに定めているだけで、交流協会がこの業務に任ずることについて法的根拠はない。そしてこの日台間の無法状態はすでに35年間続いている。

それでも日本の司法は87年の大阪高裁判決まで、現実を目をむけて種々の論理を重

ねることで、常識の線から外れない判決を積み上げていた。ところが、今回の最高裁判決は、台湾に関する日本の無法状態という現実を白日の下に晒すこととなった。光華寮をめぐる最高裁判決は、台湾側弁護人が中華人民共和国の代理人とされてしまうほど、常軌を逸したものとなったが、このことは台湾をめぐる日本の法制が現状に合わず破綻していることを万民の前に示したともいえる。

今回の最高裁判決が判例として用いられるとすれば、今後とも司法を通じて、日本と台湾との関係が不当に毀損され、中国を無用に利することになりかねない。そうした危険を防止するためには、日本は、台湾に関わる問題の取り扱いの根拠となる法、つまり日本版「台湾関係法」を今からでも制定するべきなのではないか、ということが光華寮裁判の最高裁判決から学ぶべき教訓である。

[平成 19 (2007) 年 4 月 17 日記]